

公取企45号  
平成31年1月11日

代表者殿

公正取引委員会事務総局  
経済取引局取引部長



### 荷主との取引に関する調査について（協力依頼）

公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制する観点から、独占禁止法第2条第9項第6号の規定に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」といいます。）を定めています（物流特殊指定の概要については裏面を御参照ください。）。

このたび、荷主から提出された物流事業者名簿を基に、貴社を含む物流事業者の皆様に書面調査への協力をお願いすることといたしました。

貴社におかれましては、御多忙中のこととは存じますが、下記のとおり、本調査に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、御回答いただいた内容については、公正取引委員会の調査の目的以外には一切使用いたしません。

公正取引委員会は、情報を提供していただいた物流事業者の方が荷主に特定されたり、情報を提供したことが疑われたりすることのないよう細心の注意をして調査しています。

#### 記

1 提出物 「回答用紙」（回答内容に関する参考資料がある場合には、可能な限り、同封してください。）

2 提出期限 平成31年1月28日（月）

3 提出方法 同封の返信用封筒（切手不要）を御利用ください。

#### 4 注意事項

（1）調査対象荷主は、同封の「回答用紙」の表面中央の赤線枠内に記載している事業者です。

（2）調査対象期間（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）において、当該事業者と物品の運送又は保管に係る取引を行っていない場合には、「回答用紙」の「第1 貴社の概要等」のみ記載し、提出してください。

（3）回答内容について、公正取引委員会の担当者が照会する場合がありますので、提出物の写しを保存してください。

5 問い合わせ先 公正取引委員会 書面調査事務局（コールセンター）

0570-027-111

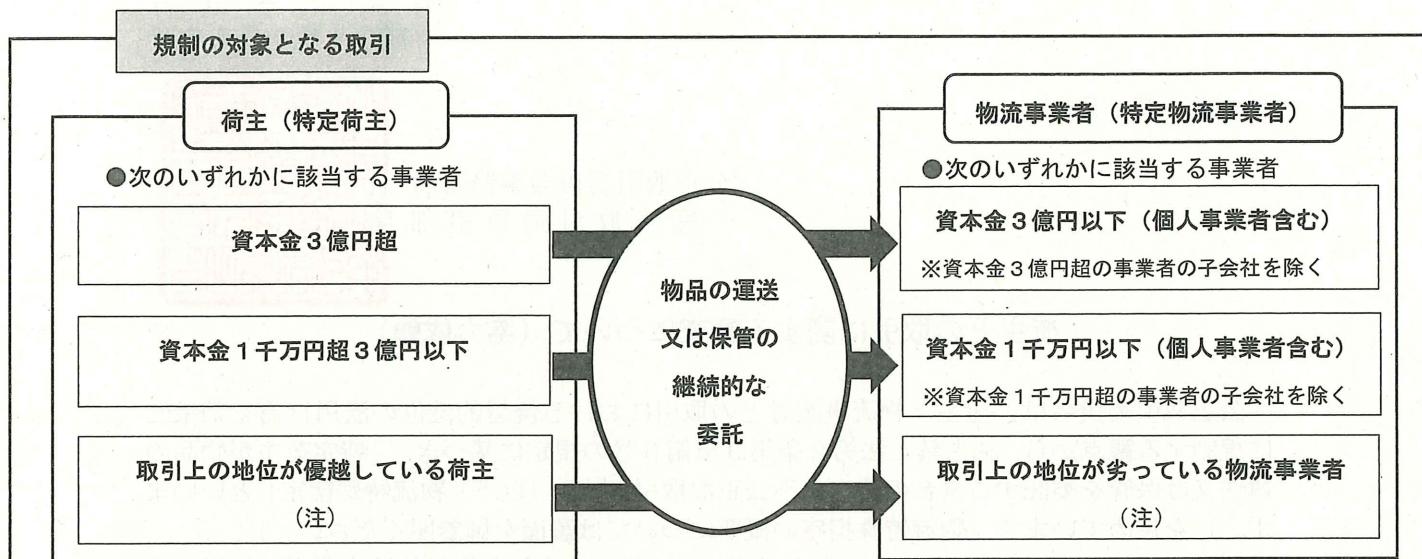
受付時間：土日祝日を除く 9:30~12:00,

13:00~17:30

※発信した地域に応じた通話料金がかかります。

## 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（物流特殊指定）の概要

物流特殊指定は、荷主と物流事業者間の取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制するために定められた独占禁止法上の規制です。



（注）優越性の判断に当たっては、①荷主に対する取引依存度、②荷主の市場における地位、③物流事業者にとっての取引先変更の可能性、④その他荷主と取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に勘案します。

※このほか、物流子会社が、その親会社から受託した物品の運送等を他の物流事業者に再委託する場合、当該取引が下請法の規制対象となるときに、物流特殊指定の規制対象となることがあります。

### 特定荷主の禁止行為

#### ①代金の支払遅延

特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払わないこと

#### ④物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること

#### ⑦不当な給付内容の変更及びやり直し

運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直せることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること

#### ②代金の減額

特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること

#### ⑤割引困難な手形の交付

支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること

#### ⑧要求拒否に対する報復措置

①～⑦に掲げる事項の要求を拒否したことの理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること

#### ③買いたたき

特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること

#### ⑥不当な経済上の利益の提供要請

自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること

#### ⑨情報提供に対する報復措置

公正取引委員会に対し①～⑧の事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること

## 荷主との取引に関する調査票

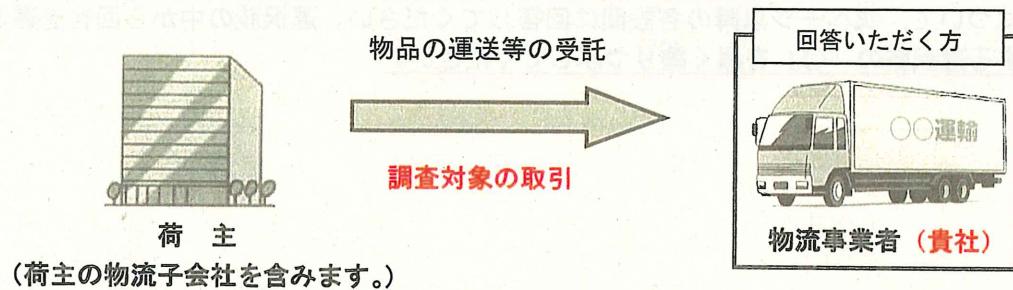
本調査は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの間に貴社が行った調査対象荷主との取引について、回答してください。調査対象となる取引は、以下のとおりです。

### I 取引の内容

調査対象の「取引の内容」は、貴社が荷主から継続的（注1）に受託している物品（注2）の運送又は保管（以下「運送等」といいます。）です。

（注1） 「継続的」とは、毎月のように連続的に受託しているということまでは必要ではなく、例えば、半年ごとに受託しているような場合も含まれます。ただし、運送等が臨時で行われるような単発（スポット）取引は調査の対象から除かれます。

（注2） 「物品」とは、内容に限定はなく、例えば、ガソリン等の液体や建設廃材等も含まれます。



### II 調査対象荷主

調査対象荷主は、同封の「回答用紙」の表面中央の赤線枠内に記載している事業者です。

なお、下記の場合には、設問に対する回答の必要はありませんので、それぞれの場合に応じた記載をした上で、回答用紙又は別紙の御提出をお願いいたします。

#### 【調査対象荷主と取引を行っていない場合】

調査対象期間において、当該事業者と物品の運送等に係る取引を行っていない場合には、「回答用紙」の「第1 貴社の概要等」のみ記載し、提出してください。

#### 【事業譲渡、会社分割をした場合】

事業部門を他社に譲渡した場合には譲受会社の会社名、所在地、担当者名、会社分割をした場合には承継会社の会社名、所在地、担当者名を回答用紙の設問10の自由記載欄に記載し、提出してください。

#### 【事業活動を終了している場合】

廃業・休眠・解散・清算等の理由により、事業活動を終了している場合にはその旨を回答用紙の設問10の自由記載欄に記載し、提出してください。

### III 回答方法

※ 回答は、同封の「回答用紙」に黒のボールペンで記載し、「回答用紙」は返信用封筒を用いて提出してください。設問に対する回答の補足等がある場合は、回答用紙の設問10の自由記載欄に記載するか、又は貴社で別途作成した書面（様式自由）に記載して回答用紙とともに提出してください。

#### 第1 貴社の概要等

1 同封の「回答用紙」の「1 貴社の概要」に必要事項を記載してください。

※ 「調査対象荷主への取引依存度（売上高ベース）」については、貴社の総売上高のうち、調査対象荷主に対する売上高が占める割合を記載してください。

2 貴社に親会社がある場合は、「2 貴社の親会社の概要」に親会社の概要を記載してください。

3 「調査対象荷主」の側の発注窓口等については、調査対象荷主が貴社に物品の運送等を委託する際の調査対象荷主の担当部署等を記載してください。

#### 第2 調査対象荷主との取引の状況

貴社が調査対象期間（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）に調査対象荷主から受託した物品の運送等について、次ページ以降の各設問に回答してください。選択肢の中から回答を選ぶ際、「回答用紙」の該当する選択肢の「○」を黒く塗りつぶしてください。

## 設問 1 取引条件の設定について

次の①～⑥のうち、該当する事項について、回答用紙の設問1の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。(複数回答可)

※ 下記②に該当した場合は、回答用紙において具体的な取引条件の番号の「○」を黒く塗りつぶし、下記④に該当した場合は、具体的な取引条件を記載してください。

- ① 調査対象荷主との物品の運送等に係る取引において、あらかじめ発注内容を定めている。
- ② 調査対象荷主との物品の運送等に係る取引において、あらかじめ運賃・料金又は保管料の額を定めている  
(※回答用紙の②を塗りつぶした上で、具体的な取引条件の番号の「○」を塗りつぶしてください。)。
- ③ 調査対象荷主との物品の運送等に係る取引において、あらかじめ支払期日を定めている。
- ④ 調査対象荷主との物品の運送等に係る取引において、①～③以外の取引条件をあらかじめ定めている場合、その取引条件を記載してください(※回答用紙の④を塗りつぶした上で、取引条件を具体的に記入してください。)。
- ⑤ 調査対象荷主から物品の運送等を発注された際、調査対象荷主は、①～④の取引条件等が記載された発注書面(一定期間内における物品の運送等を受託する際に締結する契約書等を含みます。)を交付している。
- ⑥ ①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。

## 設問 2 運賃・料金又は保管料の額の決定について

次の①～⑦のうち、該当する事項について、回答用紙の設問2の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。(複数回答可)

- ① 運賃・料金又は保管料の額の決定(改定を含みます。)に際して、調査対象荷主は、運賃・料金又は保管料の額を貴社と十分に協議することなく、一方的に決定したことがある。
- ② 運賃・料金又は保管料の額の決定(改定を含みます。)に際して、調査対象荷主は、貴社以外の物流事業者と協議して決めた運賃・料金又は保管料の額を貴社の運賃・料金又は保管料の額として一方的に決定したことがある。
- ③ 運賃・料金又は保管料の額の改定に際して、調査対象荷主は、従来の運賃・料金又は保管料の額を一律に一定率(又は一定額)引き下げて決定したことがある。
- ④ 燃料価格や人件費等の上昇を理由に調査対象荷主に運賃・料金又は保管料の額の引上げを求めた際、調査対象荷主は協議に一切応じなかつたことがある。
- ⑤ 燃料価格や人件費等の上昇を理由に調査対象荷主に運賃・料金又は保管料の額の引上げを求めた際、調査対象荷主は協議には応じたが、一方的に従来どおりの運賃・料金又は保管料の額に据え置いたことがある。
- ⑥ 調査対象荷主は、消費税相当分(8%)の全部又は一部を上乗せせずに運賃・料金又は保管料の額を決定したことがある。
- ⑦ ①～⑥の事項のいずれにも該当するものがなかった。

### 設問3 運賃・料金又は保管料の支払について

次の①～⑥のうち、該当する事項について、回答用紙の設問3の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。(複数回答可)

※ 下記④に該当した場合は、回答用紙に支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払ってもらえなかつた具体的な理由を、下記⑤に該当した場合は、割引を受けることができなかつた具体的な理由を記載してください。

欄が足りない場合は、回答用紙の設問10の自由記載欄に記載し、提出してください。

- ① 調査対象荷主は、貴社との合意なしに、支払期日が金融機関の休業日だったとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかつたことがある。
- ② 調査対象荷主は、調査対象荷主の事務処理が遅れたとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかつたことがある。
- ③ 調査対象荷主は、貴社が請求書を提出する時期が遅かったとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかつたことがある。
- ④ ①～③以外の理由で、貴社に責任がないにもかかわらず、調査対象荷主から支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払ってもらえなかつたことがある(※回答用紙の④を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。)。
- ⑤ 調査対象荷主から、手形を交付され、満期日までに一般の金融機関で割引を受けることができなかつたことがある(※回答用紙の⑤を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。)。
- ⑥ ①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかつた。

### 設問4 運賃・料金又は保管料の減額について

次の①～⑥のうち、該当する事項について、回答用紙の設問4の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。(複数回答可)

※ 下記①に該当した場合は、回答用紙に差し引かれた具体的な内容を記載してください。

- ① 調査対象荷主は、貴社に責任がないにもかかわらず、運賃・料金又は保管料の額から一定率(又は一定額)を差し引いて支払ったことがある(協力値引き、安全管理費、歩引き、協力金等、差し引かれた名目は問いません。)(※回答用紙の①を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。)。
- ② 調査対象荷主は、運賃・料金又は保管料の額から消費税相当分(8%)の全部又は一部を差し引いたことがある。
- ③ 運賃・料金又は保管料の支払方法が手形払の場合に、貴社が希望していないにもかかわらず、調査対象荷主は、現金で支払うことを理由に運賃・料金又は保管料の額を減じて支払ったことがある。
- ④ 調査対象荷主は、貴社との合意なしに、金融機関への振込手数料を運賃・料金又は保管料の額から差し引いたことがある。
- ⑤ 運賃・料金又は保管料の額の引下げに合意した際、調査対象荷主は、既に発注済みのものにまで、引き下げた新しい運賃・料金又は保管料の額を適用したことがある。
- ⑥ ①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかつた。

## 設問5 物の購入要請・サービスの利用要請について

次の①～⑦のうち、該当する事項について、回答用紙の設問5の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。(複数回答可)

- ※ 下記①～⑥のいずれかに該当した場合は、回答用紙に要請された具体的な内容を記載してください。  
欄が足りない場合は、回答用紙の設問10の自由記載欄に記載し、提出してください。
- ① 調査対象荷主から、物品（飲食料品、イベントのチケット等）の購入又はサービス（保険やリース等）の利用を要請され、その要請に応じたことがある（※回答用紙の①を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。）。
  - ② 調査対象荷主は、要請に応じないと取引を打ち切る、取引数量を削減するなど、今後の取引に影響するを受け取れるような方法により、物品の購入又はサービスの利用を要請してきたことがある（※回答用紙の②を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。）。
  - ③ 調査対象荷主は、調査対象荷主の発注担当者を通じて、物品の購入又はサービスの利用を要請してきたことがある（※回答用紙の③を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。）。
  - ④ 調査対象荷主は、貴社に割り当てられた目標額・目標数量を示して、物品の購入又はサービスの利用を要請してきたことがある（※回答用紙の④を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。）。
  - ⑤ 調査対象荷主は、貴社が購入又は利用の意思がないと伝えたにもかかわらず、重ねて物品の購入又はサービスの利用を要請してきたことがある（※回答用紙の⑤を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。）。
  - ⑥ ②～⑤以外の方法で、調査対象荷主から物品の購入又はサービスの利用を要請されたことがある場合、その内容を記載してください（※回答用紙の⑥を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。）。
  - ⑦ ①～⑥の事項のいずれにも該当するものがなかった。

## 設問6 経済上の利益の提供要請について

次の①～⑥のうち、該当する事項について、回答用紙の設問6の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。(複数回答可)

- ※ 下記①～③のいずれかに該当した場合は、回答用紙に要請された具体的な内容を記載してください。  
欄が足りない場合は、回答用紙の設問10の自由記載欄に記載し、提出してください。
- ① 調査対象荷主から、金銭（協力金や協定料など、その名目は問いません。）の提供を要請され、その要請に応じたことがある（※回答用紙の①を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。）。
  - ② 調査対象荷主から、役務（当初の発注内容に含まれていない附帯作業、手伝い要員の派遣等（調査対象荷主の要請に応じるために貴社が雇用したアルバイト等を含みます。））の提供を要請され、その要請に応じたことがある（※回答用紙の②を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。）。
  - ③ 調査対象荷主から、①、②以外の他の経済上の利益の提供を要請され、その要請に応じたことがある（※回答用紙の③を塗りつぶした上で、内容を具体的に記入してください。）。
  - ④ 調査対象荷主は、金銭の負担額及びその算出根拠、手伝い要員派遣の条件等について事前に明確にしないで①～③のいずれかの要請をしてきたことがある。
  - ⑤ 調査対象荷主は、金銭の提供や手伝い要員の派遣等による貴社の負担が、それによって貴社が得られる直接の利益※を上回る水準のものとなる①～③のいずれかの要請をしてきたことがある。
- ※ 直接の利益とは、貴社が金銭や手伝い要員の派遣等の経済上の利益を提供することにより、貴社の取引数量、取引高の増加につながる場合など実際に生じる利益のことをいい、調査対象荷主との将来の取引が有利になるというような間接的な利益は含みません。
- ⑥ ①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。

## 設問7 発注内容の変更・やり直しについて

次の①～③のうち、該当する事項について、回答用紙の設問7の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。

- ① 調査対象荷主から発注内容を変更（発注を取り消す場合も含みます。）され、当初の発注内容と異なる運送等を行わせられたことや、貴社の役務に関して追加的な運送等を行わせられたことがある場合、貴社は、新たに生じた費用の全部又は一部を負担したことがある。
- ② 調査対象荷主が出発時間を指定したにもかかわらず、調査対象荷主の都合で積込み時間が遅れた場合に、その待ち時間について必要な費用を負担しなかったことがある。
- ③ ①、②の事項に該当するものがなかった。

## 設問8 要求拒否に対する対応について

次の①、②のうち、該当する事項について、回答用紙の設問8の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。

- ① 設問2から7に関して、調査対象荷主からの減額の要求や物品の購入の要求等を拒否したところ、取引を打ち切られた又は取引数量、取引高を減らされたことがある。
- ② ①の事項に該当するものがなかった。

## 設問9 情報提供に対する対応について

次の①、②のうち、該当する事項について、回答用紙の設問9の該当する番号の「○」を黒く塗りつぶしてください。

- ① 設問2から8に関して、調査対象荷主から不利益な行為を受けたとして、その事実を公正取引委員会に知らせた又は知らせようとしたところ、取引を打ち切られた又は取引数量、取引高を減らされたことがある。
- ② ①の事項に該当するものがなかった。

## 設問10　自由記載について

調査対象荷主との取引に関して回答に対する補足説明がある場合には、自由に記載してください。

回答用紙とは別に「別紙」を作成し、それを御提出いただいても結構です（新たに「別紙」を作成した場合は、（整理番号）を必ず御記入ください。）。

